

診療用エックス線装置設置届

年 月 日

熊本市保健所長(宛)

届出人(管理者)

診療用エックス線装置を設置したので、医療法第 15 条第 3 項に基づく医療法施行規則第 24 条の 2 の規定により次のとおり届出をします。

(フリガナ)						
名 称						
開 設 の 場 所		〒 校区				
設 置 年 月 日		TEL FAX				
装置の概要	製作者名	型式	定格出力	台数	エックス線 診療室名	用途
エックス線 診療に従事 する医師、歯 科医師、診療 放射線技師、 診療エック ス線技師の 氏名及び経 歴	氏名		職種		エックス線診療に関する経歴	
所 長	課 長	副 課 長	主 幹	主 査	班 員	
受 付 印			決 裁 印			
						起案  年 月 日 本届出書を受理した ので供覧します。

添付書類

- 1 エックス線管の位置および照射方向並びに天井、床、周囲の画壁防護物の材料および厚さを記入したエックス線診療室図面
- 2 隣接室名、上階および下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室平面図および側面図
- 3 エックス線診療室などにおける放射線測定結果書

## 1 エックス線装置の概要

製 作 者 名				
型 式				
定 格 出 力	出 力 区 分	最大電圧 (kV)	最大電流 (mA)	静電容量 (μF)
	連 続			
	短 時 間			
	蓄 放 式			
用 途	1. 一般 2. 透視(エックス線 TV) 3. CT 4.シミュレーター 5. 骨密度 6. 間接 7. シネアンギオ 8. ポータブル 9. 断層 10. パノラマ 11.デンタル 12.その他 ( )			

## 2 放射線障害防止に関する構造設備等の概要

エックス線管容器及び照射筒の遮へい		mGy /h		
焦 点 皮 膚 間 距 離	歯科用口内法	70kV 以上	cm 70kV 以下 cm	
	歯科用パノラマ	cm		
	移動型・携帯型装置	cm		
	その他の X 線装置	cm		
ろ 過 板 (総ろ過)	口内用 (デンタル) 装置	mm Al 当量		
	定格出力 50kV 以下乳房撮影装置	mm Al 当量	mm Mo 当量	
	治療用、輸血血液照射用を除くその他の X 線装置	mm Al 当量		
X 線 透 視 装 置	透視時間警報装置	有	・ 無	
	透視時間積算タイマー	有	・ 無	
	最小焦点皮膚間距離	cm		
	焦点皮膚間保持 30 cmインターロック	有	・ 無	
	利用線錐可動しぼり装置	有	・ 無	
	受像面有効面積外照射防止装置	有	・ 無	
	蛍光板または I. I 等の受像面の防護	通過後の空気カーマ	mGy /h	
		最大照射野外 3 cm空気カーマ	mGy /h	
被照射体周囲等の散乱線防護設備	有	・ 無		
利用線錐以外の遮へい	有	・ 無		
直 接 装 置	受像面外照射防止装置	有	・ 無	
	歯科用口腔内撮影用	c m以下		
間 接 装 置	受像器有効面積外照射防止装置	有	・ 無	
	蛍 光 箱 の 防 護	有	・ 無	
	不要エックス線等のしゃへい装置	有	・ 無	
	被照射体周囲の防護物	有	・ 無	
治 療 用 装 置	治療上使用する附加ろ過板	定格出力 50kV 以上	・ 定格出力 50kV 未満 (mm)	
	ろ過板インターロック	有	・ 無	
移 動 型 装 置	操作点焦点間距離	m 以上		
	主たる使用場所			
	主たる保管場所			
	X 線透視機構	有	・ 無	

診 療 室	室名					
	建築物の構造		1. 耐火構造 2. 不燃材料 3. その他 ( )			
	防護物の概要	箇所	遮蔽物	構造	材料	厚さ (mm)
			天井			
		床				
		周囲の壁				
		監視用窓				
		出入口のとびら				
		その他の開口部				
	装置を操作する場所		操作室	有 ・ 無		
			その他			
	標識		有 ・ 無			
	画壁外側の最大1cm線量当量率		治療用	mSv/週		
			その他	mSv/週		
管 理 区 域	境界における外部放射線の1cm線量当量率		$\mu$ Sv/週			
	立入制限措置	使用中の表示		有 ・ 無		
		注意事項の表示	従事者用	有 ・ 無		
			患者用	有 ・ 無		
	標識		有 ・ 無			
そ の 他	敷地内居住区域及び境界の放射線量		$\mu$ Sv/3月			
	入院患者（放射線治療患者を除く）の被ばく放射線の1cm線量当量が1.3mSv/3月以下となる措置		有	無		
			内 容	理 由		
	被ばく防止のための器具		1. 防護衣 2. 防護衝立 3. その他 ( )			
取扱者の被ばく線量測定器具の名称		1.ガラスバッチ等 2.その他 ( )				

備考 エックス線装置の概要等については、装置毎に作成すること。